

令和6年度第1回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和6年9月6日(金)午前11時00分～午後0時05分

【場 所】 市役所本庁舎9階市長室会議室

【委員出席者】 段林 君子 委員長、鈴木 光 副委員長、河森 計二 委員、
中川 晶比兒 委員、毛利 節 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、行政監察担当課長、コンプライアンス推進
担当係長、職員部人事課調査担当課長、服務担当係長 ほか

【会議内容】

1 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項本文の規定により、原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報等の運用状況について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料）について報告があった。

3 職員の不正行為について

(1) 通報の概要

職員は、廃棄された備品、貸与品などの転売、勤務と関係のないインターネットの閲覧、職場からの無断離脱、事務の懈怠、内規違反、同僚へのパワーハラスメントを行っており、これらの行為が、法令や服務規律に違反する旨の公益通報があった。

(2) 調査結果の報告

備品等の転売については、関係職員への聞き取り及び関係事業者への照会を行ったが、対象物品が本市の備品等であることや、対象行為が被通報者によるものであることを確認できなかった。しかしながら、組織として物品管理に不備が認められたため、廃棄が予定されている物品の保管方法の改善や物品管理に係る研修の実施などにより、類似事案の再発防止を図る旨報告がなされた。

また、職場からの無断離脱及び同僚へのパワーハラスメントの事実は認められなかった旨報告があった。

勤務と関係のないインターネットの閲覧、事務の懈怠、内規違反の事実が認められたため、上司も含めて指導を実施したことが併せて報告された。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり（○：委員、●：市の関係部局）。

- 廃棄予定の物品はどのように管理されているのか。今後、どのように管理するのか。
- 保管場所にて雑多に置かれていた。今後は、廃棄されるまで施錠管理するとともに、廃棄する予定の物品であっても持ち帰らないよう職員に周知した。
- そういった物品であっても転売してはいけないということは、所属職員にどう周知していくのか。
- 今後、研修の機会により周知を図ることとしている。
- 事務の懈怠があったとのことだが、特定の職員だけが当該事務に携わるものなのか。他にも同様の事例はなかったのか。
- 特定の職員だけに任せるものではないので、当該事務が滞りなく行われるよう、上司も含めて改めて指導した。なお、類似の事務をチェックした結果、新たな事務懈怠は見つからなかった。

4 その他

議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。